



くすのき広域連合の介護保険料にかかる 督促状の誤発送について

概要説明

令和6年3月末までに、くすのき広域連合で収納された介護保険料にかかるコンビニ収納において、期限内に納付した被保険者に対し、誤って督促状を送付する事案が発生いたしました。

本事案について、関係者の皆様に多大なるご迷惑をおかけいたしましたことを心よりお詫び申し上げますとともに、今後は、事務処理の徹底に努めてまいります。

【経過】

令和6年5月2日(木)守口市及び門真市へ、「介護保険料を期限内に納付したにも関わらず督促状が届いた」と被保険者から連絡があり、調査を行った結果、令和6年3月末までに、くすのき広域連合で収納された介護保険料にかかるコンビニ収納結果データの一部について、四條畷市が守口市及び門真市に回付できていないことが判明しました。

【対象被保険者数】

守口市 46人 門真市 48人

【原因】

介護保険事業は、四條畷市、守口市、門真市の3市で構成する、くすのき広域連合で運営してきましたが、令和6年3月末をもってくすのき広域連合は解散しました。解散に伴う残務事務は四條畷市が承継し、令和6年3月末までにコンビニ収納された介護保険料及び結果データについては、3市に分割されていない状態で四條畷市に回付されるため、手作業で3市に分割し、各市へ紙で回付しています。

今回、結果データの送付漏れがあったのは4月15日分の処理であります。同日に複数日分の処理をしていたため、4月15日分については3市分割したものが印刷できておらず、守口市及び門真市に結果データを回付できていなかったことが原因となります。

【今後の対応】

くすのき広域連合として収納された保険料及びデータについては、既にすべての回付が終了しており、今後、同様の事案は発生することはありませんが、事務承継市として、書類の送付等については、必ず複数回確認し漏れないよう、事務処理を徹底してまいります。

問い合わせ

電話 072-877-2121 (代)
高齢福祉課 西端 (内線 462)